

令和4年度

第1回桂萱公民館運営推進委員会

日時 令和4年7月12日（火） 午後2時～

場所 桂萱公民館 2階 講義室



前橋市桂萱公民館

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ 委員長

3 公民館運営推進委員会の概要説明

4 議 事

協議事項1 令和4年度 桂萱公民館の概要について

協議事項2 令和4年度 桂萱公民館の経営の基本的事項について

協議事項3 令和4年度 桂萱公民館の事業計画について

協議事項4 その他

5 閉 会

前橋市桂萱公民館運営推進委員名簿

任 期（令和3年7月1日～令和5年6月30日）

	氏 名	役 職 名	備 考
委員長	福 本 稔	桂萱地区自治会連合会長	
副委員長	齋 藤 宗 治	桂萱学習グループ連絡協議会長	
委 員	本 間 淳 彦	前橋市立桂萱中学校長	
〃	奈 良 佐 一	桂萱地区社会福祉協議会長	
〃	草 間 幹 雄	桂萱地区青少年健全育成会長	
〃	鳥 島 雅 彦	桂萱地区民生児童委員協議会長	
〃	岡 田 邦 雄	桂萱老人クラブ連合会長	
〃	吉 岡 一 男	桂萱地区生涯学習奨励員連絡協議会長	
〃	吉 野 努	桂萱地区子ども会育成団体連絡協議会長	
〃	鳥居塚 マサ子	前・ボランティア桂萱会長	
桂 萱 公 民 館 運 営 推 進 委 員 数 10名			

桂萱公民館の概要

1 桂萱公民館管内の世帯数及び人口（令和4年5月末現在）

区 分	世帯数（世帯）	男（人）	女（人）	計（人）
前橋市 （前年比）	153,129 （-0.7%）	162,563 （-0.7%）	169,707 （-0.6%）	332,270 （-0.7%）
桂萱地区 （構成比・前年比）	13,156 （8.6%・-0.1%）	13,920 （8.6%・-0.9%）	14,326 （8.4%・-0.8%）	28,246 （8.5%・-0.9%）

2 施設の現況

建築年度	昭和61年6月移転新築（同年10月1日開館）		
敷地面積	7,062㎡	延床面積	1,559.0㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建て		
駐 車 場	普通車 129台 自転車20台		
部 屋 （暫定定員）	1階 事務室、印刷室、ホール（269人→座学100人、体操系は要相談） 会議室（42人→28人）調理実習室（30人→25人）、図書館分館 2階 造形創作室（30人→24人）、講義室（42人→28人）、 第1和室（15畳12人）第2和室（15畳12人）第3和室（10畳8人）		

3 公民館職員

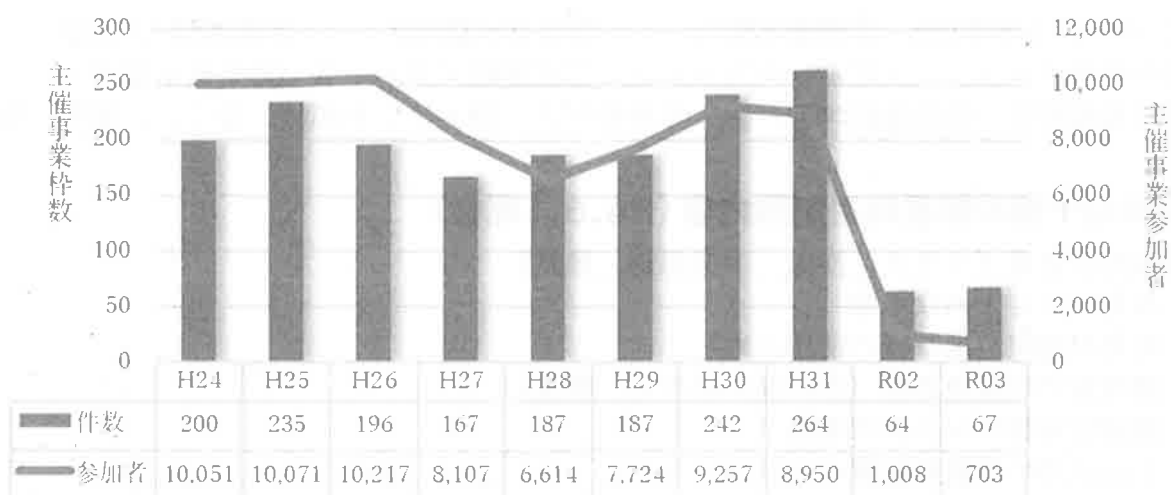
職員数 11人	（内訳） 館長 1、副主幹 4、主事 1、地域担当専門員 1、専門員 1、 会計年度任用職員 3
正 規 6人	
専門員 2人	
会計年度 3人	

4 公民館利用状況

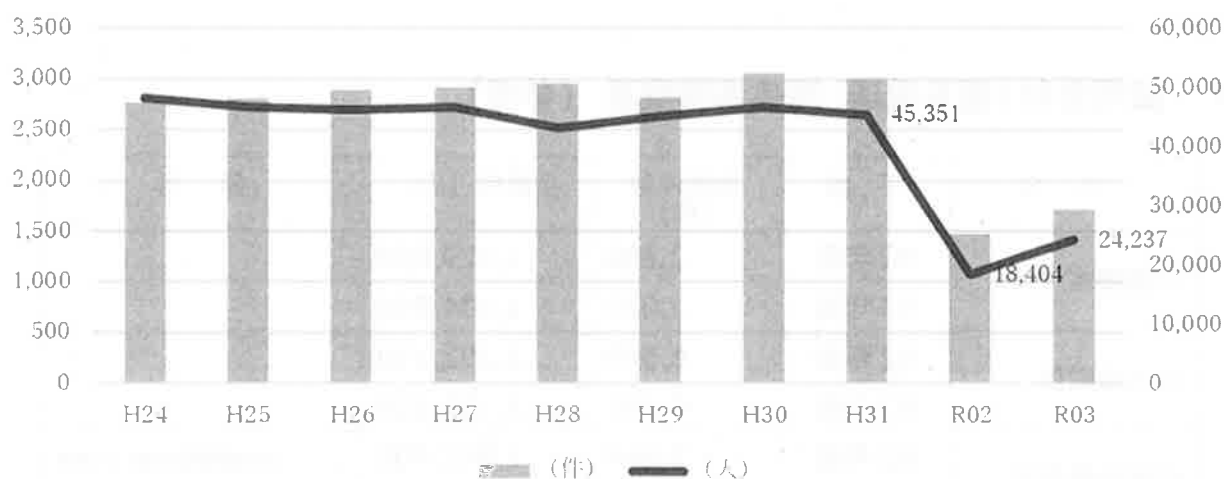
区分	有 料			無 料		主催事業		合 計	
	件数 （件）	金 額 （円）	利用者 （人）	件数 （件）	利用者 （人）	件数 （件）	利用者 （人）	件数 （件）	利用者 （人）
H24	436	243,423	6,098	2,134	32,057	200	10,051	2,770	48,206
H25	409	231,930	5,666	2,168	30,994	235	10,071	2,812	46,731
H26	398	265,760	5,562	2,298	30,420	196	10,217	2,892	46,199
H27	431	268,470	5,807	2,322	32,718	167	8,107	2,920	46,632
H28	416	242,130	5,359	2,353	31,189	187	6,614	2,956	43,162
H29	433	267,630	6,752	2,203	30,635	187	7,724	2,823	45,111
H30	463	235,200	6,347	2,362	31,177	242	9,257	3,067	46,781
H31	526	235,150	5,875	2,225	30,526	264	8,950	3,015	45,351
R02	223	113,860	1,934	1,181	15,462	64	1,008	1,468	18,404
R03	272	123,310	2,159	1,372	21,375	67	703	1,711	24,237

※ 重複利用を含む

主催事業の推移（屋内事業のみ）



公民館利用の推移



5 部屋別の貸出状況（令和3年4月～令和4年3月）

	第一和室	第2和室	第3和室	造形創作室	講義室	ホール	会議室	調理実習室	合計
件数	187	201	38	209	266	493	250	67	1,711
利用者	1,082	1,018	169	1,348	2,590	14,332	3,166	532	24,237
使用料	15,300	22,120	5,060	550	18,410	35,340	17,730	8,800	123,310
減免額	32,060	30,840	9,910	82,250	117,170	775,630	109,100	29,320	1,182,670

	第1和室	第2和室	第3和室	造形室	講義室	ホール	会議室	調理室	合計
件数	187	201	38	209	266	493	250	67	1,711
総枠数	717	→	→	→	→	→	→	→	5,736
R03稼働	26.1%	28.0%	5.3%	29.1%	37.0%	68.7%	34.8%	9.3%	29.8%
R02稼働	31.8%	32.8%	7.7%	34.6%	35.6%	52.6%	44.9%	8.1%	31.0%
R01稼働	33.0%	37.9%	13.8%	39.8%	48.7%	71.3%	42.9%	18.9%	38.3%
前年比	-5.7	-4.8	-2.4	-5.5	+1.4	+16.1	-10.1	+1.2	-1.2pt

○令和3年度総枠数 対前年度 594 枠より 123 枠増加

6 修繕工事関係 (R3実績)

- ① ホール主照明LED ②調理室蛇口 ③正面玄関LED ④図書館入口LED
 ⑤外灯タイマー ⑥ホールカーテン ⑦図書館ブラインド ⑧高低木剪定
 ⑨非常用照明 ⑩図書館エアコン ⑪自動ドア ⑫トイレ手洗い ⑬ミシン修理 他

7 コロナ禍の部屋利用制限内容 (R4.6.1現在)

基本的な対策 (マスク、検温、手指消毒、換気)

- ・共有物のこまめな消毒
- ・間食の制限 (湯茶室の使用止め)
- ・調理室での試食方法 (合い向かい不可、黙食)
- ・楽器使用時のマスクの着脱
- ・1 m以内の活動の対策
- ・出欠名簿の管理
- ・大声の制限
- ・呼気が激しい活動の制限

▶ 証明交付 (模写電送) 関係事務概要 (参考)

区分	年度	取扱件数 (件)	手数料 (円)	備考
戸籍謄本・抄本	R2 年度	2,140	1,129,800	
	R3 年度	2,027	1,104,950	
住民票関係	R2 年度	6,549	2,292,150	
	R3 年度	6,101	2,135,350	
印鑑登録証明	R2 年度	5,564	1,947,400	うち印鑑登録件数 218件
	R3 年度	4,798	1,679,300	" 229件
身分証明等	R2 年度	135	47,250	
	R3 年度	140	49,000	
市税証明	R2 年度	5,071	687,400	うち無料分 3,107件
	R3 年度	4,946	637,700	" 3,124件
合計	R2 年度	19,459	6,104,000	
	R3 年度	18,012	5,606,300	一日あたり 75件程度

令和4年度 経営の基本的事項

館名 桂萱公民館

1 経営の方針

本館の経営にあたっては、令和4年度教育行政方針に基づき、桂萱地区の地域づくりへの貢献を最上位の目標に掲げ、以下に示す3つの視点から充実を図る。



※参考資料：桂萱地区コミュニティデザイン

2 本年度の重点施策と目標(市内公民館共通)

施策[1] 主体的な学びの実現につながる学習機会の提供	施策[2] 公民館・コミュニティセンターの充実	施策[3] 地域で活躍する人材の育成と活用
目標① 子育て、親子支援の充実	目標① 社会教育事業の充実	目標① 学びの成果の地域還元
目標② 青少年体験、チャレンジ活動の充実	目標② コミセン事業の充実	目標② 地域の人材育成と活用
目標③ 生涯学習奨励員活動支援の充実	目標③ 職員研修の充実	目標③ 青少年の育成推進
目標④ 自主学習グループ活動支援の充実		
目標⑤ 学び合い、人権、地域ふれあいの充実		

3 桂萱公民館としての事業運営方針

・人口3万人のこの地区には多くの潜在的学習課題や学習要求があることは、近年の事業実施に際して把握できている。本格的なウイズコロナへの移行が進むなかで、基本的な感染症対策を講じながら経営方針を掲げた事業運営を継続する。そのため、自主事業をコロナ前の事業数に戻す努力を続けていく。あわせて、さまざまな諸団体組織などと連携して取り組んでいく。

参加者数の制限など制約もあり、いままで以上に、公運推委員をはじめ、各分野の有識者に助言をもらいながら、事業運営を進める必要があると考えている。

4 今年度の重点的な取り組み

- ・従来型事業の早期復元に向けた環境整備 ⇒利用者の安全性確保
- ・新しい公民館事業の創出に向けた諸研究 ⇒主な研究・実践テーマは以下の通り
 - ① 主体的な学びの継続・再投入
 - ② 地域学習コンテンツの集積と活用
 - ③ 双方向デジタル化講座の実施

桂萱の強みを活かして

具体的には、

●公民館講座・事業

- ・ 地区高校生の参加や講師となる事業
- ・ 学習グループなどの会員や地区住民が講師となる講座
- ・ 動画と来館の組み合わせによる事業
- ・ 動画による地域紹介、地域活動支援に結び付くもの
- ・ 大学や専門学校などとの連携事業（ロビー発表など）
- ・ 普段足を運ばない世代などを対象とした講座
- ・ 公民館ロビーを活用した紹介事業
- ・ デジタルデバインド（情報化弱者）解消講座
- ・ 人口に応じた講座行事数の確保（シニア・青少年含む）
- ・ ボランティア活動を理解してもらう事業

●団体活動支援

- ・ 利用学習グループ支援
- ・ 健全育成団体支援
- ・ スポーツ協会活動支援
- ・ 自治会関係団体（社協など）との連携共催事業

令和4年度 桂萱公民館主催事業

事業名(予算)	対象	内容・ねらい等	
子育て・親子支援事業	1 子育てママのいきいきセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の親子どもの対象年齢0～3歳児 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の親を対象に、家庭教育に係る学習を通して、明るく豊かな家庭生活を築こうとする意欲や実践力の向上を図る。 ・子育て世代の親を対象に、家庭教育に関わる学習や地域住民・団体との連携や交流を通して、子育ての不安や孤独感を和らげ、子育て世代が地域に参加する機会とする。
	2 子育て支援講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体及び地区住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代を応援する役員向けの講座 ・子育て世代の保護者を対象とした家庭教育に関する講座
青少年体験・チャレンジ活動	3 サマーチャレンジスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生 ・中学生 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験活動を通して、心身の健やかな育成と仲間づくりを図る。 ・異なる学校・学年・地区の子どもと活動を通して楽しみながら仲間づくりを図る。
	4 オータムチャレンジスクール		
	5 ウインターチャレンジスクール		
	6 インリーダー講習会・育成指導者講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生 ・育成指導者 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会を自主運営できるリーダーを養成するための研修を実施するとともに、子どもを指導・援助する育成指導者講習会を開催し、地域で子どもを育てるための一助とする。
奨励員活動	7 生涯学習奨励員活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地区生涯学習奨励員 ・自治会長 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区生涯学習奨励員及び自治会長を対象に生涯学習活動を充実するための経験交流や学習を行う。
グループ支援	8 自主学習グループ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を利用する学習グループを対象に、活動支援につながるための研修の実施。 ・グループ会員の増員を目的とした講座
学び合い・人権・地域ふれあい事業	9 いきいきシニアスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内60歳以上の高齢者(60歳未満の希望者も参加可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会の中で、生き甲斐のある生活が送れるような生活態度を身につけることや地域社会の諸活動に進んで参画する意欲を高めるため、集団的に学び活動する。
	10 学び合い、人権、地域ふれあい講座	<ul style="list-style-type: none"> ・一般成人 ・学生(小学生～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題、生活課題、今日的課題に関する多様な学習要求を踏まえた講座を通じて、地域の活性化及び社会教育の充実を図る。 ＜動画＞ ＜ロビー展示＞も含む
11 地区文化祭	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内全住民 ・自主学習グループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内で学習文化活動に取り組む住民・グループ・団体等が一堂に会し、それぞれの学習成果を発表し合うなかで互いの交流を深め、また、地域文化への興味や関心、意識を高め、住みよい地域づくりに寄与する。 	
12 情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動、地区行事、学校行事等、様々な地域情報を公民館報により提供する。また、市、地区、町の話題などをホームページやフェイスブック等を通して提供する。 	

令和4年度 公民館関連社会教育事業行事予定

月	行 事 名
4	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体総会（22日）・スポーツ協会総会（18日） ・各学級、講座の開設準備
5	<ul style="list-style-type: none"> ・のびゆくこどものつどい・ふれあいのひろば【中止】 ・スポーツ協会スマイルボウリング大会（29日） ＜地域ふれあい＞ グラウンドゴルフ講座①（5月～7月8回）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・自主学习グループ連協前期公民館清掃（12日） ・スポーツ協会ソフトバレーボール大会（26日） ＜子育て親子支援＞《来館&ズーム》子育てセミナー運営委員会（2回） ＜自主学习グループ＞防災研修会（13日） ＜地域ふれあい＞第2回桂萱ビブリオバトル（19日） ＜人権＞《ロビー》人権七夕飾り（6/24～7/7）及び法務局人権啓発展示
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回公民館運営推進委員会（12日） ＜青少年チャレンジ＞インリーダー講習会・育成指導者講習会（17日） ＜子育て親子支援＞子育てセミナー運営委員会（2回） ＜青少年チャレンジ＞サマーチャレンジスクール（7月～8月7回） ＜地域ふれあい＞《動 画》荻窪のあじさい
8	<ul style="list-style-type: none"> ＜学び合い＞いきいきシニアスクール①認知症（29日） ＜学び合い＞タブレットインターネット体験会（2回） ＜学び合い＞おとなの陶芸体験ぐい呑み作り講座（31日） ・生涯学習奨励員、自治会長合同野外研修会【中止】
9	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会ゴルフ愛好会親善ゴルフ大会（4日） ＜学び合い＞スマホ活用講座（5日） ＜子育て親子支援＞わいわい子育てセミナー前期（～10月）8回 ＜地域ふれあい＞グラウンドゴルフ講座②（9月～12月） ・スポーツ協会ソフトボール大会（23日） ＜地域ふれあい＞《動 画》桂萱の巨木・老木 ＜学び合い＞お金の講座～マネープラン（4日） ＜学び合い＞ライフプランを考える一助に～（11日） ＜地域ふれあい＞《ロビー》手をつなぐ作品展&福祉作業所（9/17～10/3）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民運動会（2日）中止 ・地区文化祭（29・30日） ＜子育て・親子支援＞乳幼児期における発達障害の早期発見支援（8日） ・前橋の子どもを明るく育てる活動地区発表会（14日） ・スポーツ協会グラウンドゴルフ大会（23日） ＜青少年チャレンジ＞オータムチャレンジ（2回） ＜地域ふれあい＞《ロビー》地区のボランティア活動展（～11月） ＜学び合い＞いきいきシニアスクール②運動不足（25日）

感染症対策事業
(YouTube 配信)
(ロビー企画)
(Zoom 会議)

1 1	<p><学び合い>いきいきシニアスクール健康麻雀（7日～4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会レディースバレーボール大会（23日） <p><子育て親子支援>《動画》桂萱からいく親子でお散歩スポット</p> <p><子育て親子支援>わいわい子育てセミナー後期（～1月）9回</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会書画展表彰式（5日）《ロビー》書画展示（11/21～12/5） （地区戦没者追悼式（8日）） ・自主学习グループ連協後期公民館清掃（18日） <p><青少年チャレンジ>ウインターチャレンジ（2回）</p> <p><地域ふれあい>第3回桂萱ビブリオバトル（11日）</p> <p><地域ふれあい>タブレットインターネット体験会</p> <p><学び合い>桂萱音楽物語Vol. 1</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度部屋利用減免申請説明会（13日） <p><学び合い>一般向け学習会（未定）</p> <p><学び合い>スマホ活用講座</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会卓球大会（5日） <p><子育て親子支援>ベビープログラム（2/14～3/7 4回）※永明会場</p> <p><地域ふれあい>《ロビー》伝統工芸品（ひな人形）展示</p> <p><地域ふれあい>《ロビー》桂萱もったいないweek 2nd</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会福祉施設訪問（19日） <p><学び合い>いきいきシニアスクール③悪徳商法（7日）</p>
3	<p><地域ふれあい>親子星空観察会（未定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回公民館運営推進委員会（中旬） <p><地域ふれあい>心あたたまるエピソード募集事業&展示</p>
定例	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館報桂萱の発行（毎月1日）

桂萱公民館（市民サービスセンター）事務分担表＜令和4年度＞

<p>課長補佐 (兼)所長(館長) (社会教育主事)</p>	<p>藤原 直樹 (ふじわら なおき)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービスセンター業務の総括に関する事 2 職員の服務に関する事 3 日赤、共同募金に関する事 4 地域づくり推進協議会に関する事(副) 5 自治会連合会、消防後援会に関する事 6 三俣町投票所の管理支援に関する事 7 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民館の管理運営に関する事 2 公民館事業の企画実施の総括に関する事 3 関係機関、団体との連絡調整に関する事 4 施設の防火管理に関する事 5 公民館の開閉に関する事 6 学校評議員会に関する事 7 情報提供事業(館報/HP/FB)の総括に関する事
<p>副主幹</p>	<p>名雪 健一 (なゆき けんいち)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 防犯協会に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ協会・スポーツ行事に関する事 2 市民運動会に関する事 3 地域ふれあい講座に関する事(地域資源ほか) 4 公民館職員研修運営委員会に関する事 5 文化祭に関する事(特別部門) 6 公民館の開閉・貸出に関する事
<p>副主幹</p>	<p>竹前 宏保 (たけまえひろやす)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年健全育成会(青少推含む)に関する事 2 生涯学習奨励員活動支援に関する事 3 文化祭に関する事 (舞台発表部門) (生涯学習部門) 4 学び合い・地域ふれあい講座(一般教養) 5 のびゆくこどものつどいに関する事(正) 6 公民館の開閉・貸出に関する事

副主幹	齋藤 あかね (さいとう あかね)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 社会福祉協議会（戦没者追悼式含む）に関する事 4 生活支援体制整備に向けた各種支援に関する事 5 庶務全般に関する事（副） <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民館運営推進委員会に関する事 2 青少年体験・チャレンジ活動に関する事 3 自主学習グループ活動支援に関する事 4 地域ふれあい・人権講座に関する事（福祉） 5 文化祭に関する事（作品提示部門） 6 公民館の開閉・貸出に関する事
副主幹	清水 英之 (しみず ひでゆき)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 情報機器及びソフトに関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供事業(館報/HP/FB)に関する事(正) 2 地区文化祭に関する事(総括) 3 地域ふれあい講座に関する事(情報、動画) 4 学び合い人権講座に関する事(人権) 5 公民館ロビーの活用促進に関する事 6 子ども会育成団体連絡協議会に関する事 7 インリーダー研修会に関する事 8 のびゆくこどものつどいに関する事(副) 9 公民館の開閉・貸出に関する事
主事	齋藤 亜友美 (さいとう あゆみ)	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 庶務全般に関する事(施設修繕を含む)(正) 3 市税等収納金のまとめに関する事 4 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 5 交通安全協会に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て、親子支援に関する事 (学級, 子育て支援, BP, 動画) 2 文化祭に関する事(ダンス部門) 3 公民館の開閉・貸出に関する事

<p>専門員</p>	<p>藤井 徹 (ふじい とおる)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 文書の送達、連絡、施設整備に関する事 3 民生児童委員協議会に関する事 4 老人クラブ連合会に関する事 5 掲示物に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供事業(館報/HP/FB)に関する事(副) 2 公民館利用申請・減免申請に関する事 3 暮らしの学び合い講座に関する事(シニア) 4 地域ボランティアに関する事 5 公民館の開閉に関する事
<p>地域担当専門員</p>	<p>林 伸一 (はやし しんいち)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくり推進協議会に関する事 2 自治会連合会に関する事(副) 3 文書送達及び連絡に関する事 <p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種事業の業務補助に関する事
<p>会計年度任用職員</p>	<p>山口 茂 (やまぐち しげる)</p>	<p>(市民サービスセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明交付等、窓口業務に関する事 2 市税等収納金のまとめに関する事 3 掲示物に関する事
<p>会計年度任用職員</p>	<p>渡辺 純子 (わたなべじゅんこ)</p>	<p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部屋利用申請及び鍵の受け渡しに関する事
<p>会計年度任用職員</p>	<p>北條 博美 (ほうじょうひろみ)</p>	<p>(公民館)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部屋利用申請及び鍵の受け渡しに関する事

資料編

- 1 前橋市公民館条例
- 2 前橋市公民館運営審議会規則
- 3 前橋市公民館運営推進委員会規則
- 4 前橋市教育行政方針（抜粋）
- 5 桂萱学習グループ一覧表（令和4年度）
- 6 桂萱地区コミュニティデザイン（出会い発見編）
- 7 公民館報桂萱



○前橋市公民館条例

昭和30年3月28日
条例第24号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称、位置及び対象区域)

第3条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
前橋市中央公民館	前橋市本町二丁目12番1号	全市域
前橋市上川淵公民館	前橋市後閑町35番地	前橋市支所及び出張所設置条例(昭和42年前橋市条例第23号。以下「設置条例」という。)別表に定める上川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市上川淵公民館 上北分館	前橋市中内町7番地4	西善町 山王町 山王町一丁目 山王町二丁目 中内町 東善町
前橋市下川淵公民館	前橋市鶴光路町701番地	設置条例別表に定める下川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市芳賀公民館	前橋市鳥取町817番地	設置条例別表に定める芳賀市民サービスセンターの所管区域
前橋市桂萱公民館	前橋市上泉町141番地3	設置条例別表に定める桂萱市民サービスセンターの所管区域
前橋市東公民館	前橋市箱田町543番地1	設置条例別表に定める東市民サービスセンターの所管区域
前橋市元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1番地1	設置条例別表に定める元総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館	前橋市総社町総社1583番地2	設置条例別表に定める総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館 桜が丘集会所	前橋市総社町桜が丘1208番地9	総社町桜が丘
前橋市南橋公民館	前橋市日輪寺町158番地	設置条例別表に定める南橋市民サービスセンターの所管区域
前橋市清里公民館	前橋市青梨子町339番地	設置条例別表に定める清里市民サービスセンターの所管区域
前橋市永明公民館	前橋市小屋原町1857番地3	設置条例別表に定める永明市民サービスセンターの所管区域

前橋市城南公民館	前橋市二之宮町1320番地	設置条例別表に定める城南支所の所管区域
前橋市大胡公民館	前橋市河原浜町480番地	設置条例別表に定める大胡支所の所管区域
前橋市宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711番地8	設置条例別表に定める宮城支所の所管区域
前橋市宮城公民館 鼻毛石集会所	前橋市鼻毛石町647番地6	鼻毛石町
前橋市粕川公民館	前橋市粕川町西田面194番地4	設置条例別表に定める粕川支所の所管区域
前橋市粕川公民館 込皆戸集会所	前橋市粕川町込皆戸129番地1	粕川町込皆戸
前橋市粕川公民館 膳集会所	前橋市粕川町膳219番地2	粕川町膳
前橋市富士見公民館	前橋市富士見町田島866番地1	設置条例別表に定める富士見支所の所管区域

2 前橋市中央公民館は、全市域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館に行うことが不相当と認められる事業を行う。

(昭41条例34・昭42条例27・昭43条例27・昭45条例35・昭45条例65・昭46条例41・昭47条例26・昭48条例22・昭49条例54・昭50条例19・昭53条例7・昭56条例37・昭56条例55・昭57条例7・昭58条例20・昭58条例26・昭59条例6・昭61条例34・平元条例2・平2条例23・平12条例50・平16条例19・平18条例2・平18条例35・平19条例47・平20条例48・平23条例2・平23条例32・平26条例59・平28条例58・一部改正)

(管理)

第4条 公民館は、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(昭48条例22・平17条例44・一部改正)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 主事 若干名
- (3) その他の職員 若干名

(昭58条例20・平8条例11・一部改正)

(職員の任免及び身分)

第6条 公民館職員の任免は、教育委員会が行う。

2 公民館職員の給与、服務その他必要な事項については、別に法律、命令等により特に規定された事項を除き、教育委員会事務局職員の例による。

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平12条例5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平24条例17・追加)

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下・一部改正)

(経費)

第11条 公民館の維持運営に要する経費は、一般市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(昭44条例23・旧第11条繰上、平24条例17・旧第10条繰下)

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(昭44条例23・旧第12条繰上、平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

《 附 則 中 略 》

附 則 (平成28年9月13日条例第58号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第22号で平成29年4月1日から施行)

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和30年6月13日

教育委員会規則第27号

改正 昭和37年11月1日教委規則第7号

(目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第3条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和37年11月1日
教育委員会規則第8号

改正 昭和49年4月30日教委規則第7号
平成12年3月27日教委規則第13号
平成13年5月28日教委規則第3号
平成24年3月23日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭49教委規則7・平12教委規則13・平13教委規則3・平24教委規則6・一部改正)

(運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則（昭和30年教育委員会規則第28号）は、廃止する。

附 則（昭和49年4月30日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日教委規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月28日教委規則第3号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和4年度

教育行政方針

前橋市教育委員会

3 社会教育分野

社会教育については、生涯学習、図書館、文化財のそれぞれの分野において、以下のような目指す方向性をもって取組を進めます。

<施策を進める上での目指す方向性（第2期前橋市教育振興基本計画より）>

生涯学習（公民館・コミュニティセンター）

- 個を伸ばす：地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。
- 認め合う：お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。
- 創りだす：個の学びやその学習成果の活用を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。
- 未来へ：ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援します。

図書館

- 個を伸ばす：個人の興味、関心を満たすための、あらゆる資料や情報の提供を積極的に進めることにより、市民一人一人の知的欲求に応えます。
- 認め合う：赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる市民が利用し交流できる環境を整えることにより、認め合い、学び合う活動の場を提供します。
- 創りだす：学びの成果を共有できる場を提供することで、ボランティアや地域の活動などに主体的に取り組む人材を育成します。
- 未来へ：郷土資料などの活用を促進し、郷土を愛する心を育むことにより、次世代につなげるための文化活動を推進します。

文化財

- 個を伸ばす：専門職員を確保し、市民に文化財に関する知識・能力を習得する場を提供することにより、市民の主体的な学びの実現を図ります。
日常的に文化財や、伝統文化に親しむことができる環境を整えることにより、興味や関心を持たせ、探究心、想像力を高め、個の伸長を図ります。
- 認め合う：文化遺産や伝統文化を地域の中で世代を超えて継承するための環境を整えることにより、文化財を通じた人々のつながりを深めます。
- 創りだす：市民が習得した知識等を地域に還元する体制を整えることにより、ボランティアなどで活躍できる生きがいを高めます。
地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図ります。
- 未来へ：地域に愛着を持てるような事業や新たな文化の創造などへの取組を進めることにより、地域を愛し未来を見つめる人づくりを進めます。

生涯学習課

地域づくりに生かす 社会教育の推進

- ・「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供
- ・ 公民館・コミュニティセンターの充実
- ・ 地域で活躍する人材の育成と活用

心豊かな 前橋の文化の創造

図書館

知的活動を支援する 図書館の充実

- ・暮らしを支えるサービスの充実
- ・文化事業の推進
- ・子ども読書活動の推進
- ・図書館運営への市民参加の促進

文化財保護課



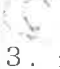


未来へ繋ぐ文化財の 保護と活用

- ・文化財等に親しみ、郷土への愛着の心の未来への継承
- ・未来へ繋げる人づくり、学びの場の構築と文化財の普及啓発
- ・郷土の魅力の発見と新たな創出
- ・市民ボランティアとの連携、円滑な協力体制づくり
- ・郷土の伝統文化・伝統芸能の継承

3 社会教育分野 — (1) 生涯学習

施策の柱 (1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供

地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。

施策の目標	重要施策
 1. 子育て・親子支援の充実	・子育てに関する基礎的な知識や技術に関する学習、親子のふれあい、参加者の交流、リフレッシュの場を提供する。【生涯学習課】 ・地域全体で子育てを支援する意識を高めるため、各種団体や地域住民を対象に「子育て支援・理解」の講座を開催する。【生涯学習課】
 2. 青少年体験・チャレンジ活動の充実	・ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育みにつながる「自然」「歴史」「文化」「食」等をテーマとした子どもが主体的に取り組める体験プログラムを実施する。【生涯学習課】
 3. 生涯学習奨励員活動支援の充実	・生涯学習奨励員の研修や実践研究会等を開催して、社会教育への見識を深め、奨励員活動の充実を図る。【生涯学習課】
 4. 自主学習グループ活動支援の充実	・自主学習グループの活動支援（会員増・活動の活性化）や立ち上げにつながる講座を開催する。【生涯学習課】
 5. 学び合い、人権、地域ふれあいの充実	<学び合い> ・健康、食育、環境、安全安心など、地域課題やニーズを捉えた講座を開催する。【生涯学習課】 <人権> ・部落差別をはじめとした多様な人権問題の解消を促進するための啓発や人権教育講座の開催等を実施する。【生涯学習課】 <地域ふれあい> ・歴史・文化・産業・伝統伝承等の地域特性を活かした事業や講座を開催する。【生涯学習課】

施策の柱（２） 公民館・コミュニティセンターの充実

公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行います。また多様な主体が連携・協働し、地域と交流することを通して、市民の生涯活躍できる力を育むとともに、ダイバーシティを推進していきます。

※ダイバーシティとは、多様な人材を積極的に活用・育成しようという考え方

施策の目標	重要施策
① 1. 公民館における社会教育事業の充実	・地域課題や住民ニーズを捉えて、ウィズコロナを考慮しながら、地域団体・教育機関・企業等との連携・協働により多様性のある事業を行う。【生涯学習課】
2. コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実	・地域課題や住民ニーズを捉えて、ウィズコロナを考慮しながら、地域団体・指定管理者・地域担当専門員等との連携・協働により多様性のある事業を行う。【生涯学習課】
3. 職員研修の充実	・公民館及びコミュニティセンターの職員を対象とした各種研修を実施して、職員の意識や資質の向上を図る。【生涯学習課】

施策の柱（３） 地域で活躍する人材の育成と活用

ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す「地域で活躍する人材」づくりをともに育みます。

施策の目標	重要施策
② 1. 学びの成果の地域還元	・学びを通して自己実現と社会参画への意欲の喚起を促し、学習成果を地域へ還元できる機会を提供する。【生涯学習課】
③ 2. 地域の人材育成と活用	・市民や各種団体が公民館事業の企画・運営に携わる機会を増やし、自己有用感を高め主体的な地域活動への参加を推進する。【生涯学習課】
④ 3. 青少年の育成推進	・高校生に自主的な学びの場を提供するとともに、各種事業や高校生等の交流により自己成長を促して、次世代を担う地域人材を育成する。【生涯学習課】

令和4年度 桂萱公民館「学習グループ」一覧表

No.	グループ名	内 容	学 習 日	学習時間	会 費	会員数
1	萱の実会	油 絵	第2・4月	夜間	月3,000円	13
2	桂の会	絵 画	毎週 木	午前	月4,000円	15
3	泉水彩クラブ	水彩画	第2・4金	午前	月1,000円	11
4	桂萱七宝クラブ	七宝焼	毎週 金	午前・午後	月1,200円	5
5	桂書道クラブ	漢字かな交じり	第1・3金	午後	月1,250円	18
6	桂萱短歌会萱の華	短 歌	第2水	午前	月1,200円	12
7	桂萱着付けサークル	着付け	第1・3水	午前	月500円	10
8	桂萱古文書を読む会	古文書解説	第2金	午前	年4,000円	14
9	コールかやの実	女声三部合唱	第1・2・3火	午前	月2,000円	19
10	桂萱フランス語クラブ	フランス語学習	第2・4土	午前	月2,100円	7
11	睦クラブ	社交ダンス	毎週 金	午前	月2,000円	14
12	桂萱フォークダンスクラブ	フォークダンス	毎週 土	午後	年6,000円	12
13	桂萱囲碁将棋クラブ	囲碁・将棋	毎週 土	午前	年2,000円	16
14	上州桂会	八木節 他	毎週 木	夜間	月2,000円	12
15	社交ダンス水曜クラブ	社交ダンス	毎週 水	午後	月2,000円	18
16	四重色合唱団	混声合唱	第2・3・4木	夜間	月1,500円	10
17	にんじんクラブ	家庭料理	第2木	夜間	月1,000円	23
18	桂萱ストレッチ体操クラブ	ストレッチ	月3回 木	午後	月1,000円	57
19	手話コーラスクラブ	手話コーラス	第2・4火	午前	月1,500円	6
20	かやのみ太鼓	和太鼓	第2・4火	夜間	月1,000円	9
21	ピアノ夢クラブ	ピアノ	第2・4月	午前	月2,000円	9
22	桂萱ファミリーハーモニカクラブ	ハーモニカ	第2・4火	午後	月1,000円	8
23	アンダンテピアノクラブ	ピアノ	第2・4木	午前	月2,000円	9
24	桂萱メンズクッキングクラブ	男性料理	第3水	夜間	月2,000円	18
25	ケーナサークル鳥と風	ケーナ	毎週 火	午後	月2,000円	12
26	式部の会	書 道	第2・4金	午後	月2,000円	12
27	わかばの会	教養学習	第3木	午前	会員 年2,000円 準会員 年1,000円	17
28	熟年ピアノクラブ	ピアノ	第1・3水	午前	月2,000円	8
29	桂萱歴史友の会	歴史学習	不定期	不定	年3,000円	9
30	桂萱読み聞かせの会「はぐはぐ」	読み聞かせ学習	第1土 第3土(随時)	午前・午後	年1,000円	7
31	桂萱太極拳クラブ	太極拳	毎週 水	午前	月1,000円	26
32	ミュージカルユニットcabo	ミュージカル	不定期	不定	年20,000円	15
33	ヨガサークル ガネーシャ	ヨ ガ	毎週 火(月4回)	午前	月2,000円	27
34	フォークダンス土曜会	フォークダンス	毎週 土	午前	年6,000円	14
35	武術太極拳クラブ	武術太極拳	第2・4月	午後	月500円	14
36	DSなでしこ	社交ダンス	毎週 金	午後	月2,000円	19
37	モンレーヴ	手話学習・手話コーラス	第2・4土	夜間	月250円	6
38	楽陶クラブ	陶 芸	毎週 木	午前・午後	月1,500円	10
39	子育てサークル「にこにこ」	子育てサークル	不定期	午前	月300円	12

※ 桂萱公民館（TEL027-261-0111）で学習しているグループです。（R4.6.1現在）

※ 桂萱公民館にて、グループ代表者の連絡先をお教えしますので「グループの詳細、募集状況等」につきましては直接お問い合わせ下さい。

桂萱地区 コミュニティ デザイン 【出会い・発見編】

《《《《《 桂萱地区の概要 》》》》》》

三俣町一丁目・三俣町二丁目・三俣町三丁目・幸塚町・上沖町・下沖町・西片貝町・東片貝町・上泉町・石関町・亀泉町
江木団地・荻窪町・堀之下町・堤町・堤町北区・江木町・江木町第二・萱野団地・堤町ローズタウン・東ローズタウン

【地域の自然】

- ・桃ノ木川の動植物
- ・荻窪公園のアジサイ
- ・三俣神社の紅梅
- ・前橋高校のラクウショウ
- ・桂萱小のアカメヤナギ
- ・イワツバメの巣(大正橋)



【歴史・文化】

- ・剣聖上泉伊勢守(上泉信綱)
- ・片貝神社の太々神楽(虚空蔵様)
- ・上泉の獅子舞
- ・上泉郷蔵
- ・沖の大黒様



【新興住宅・商業施設】

- ・ローズタウン
- ・ベイシア前橋モール
- ・ローズタウンショッピングモール
- ・道の駅「赤城の恵」
- ・食の駅ぐんま

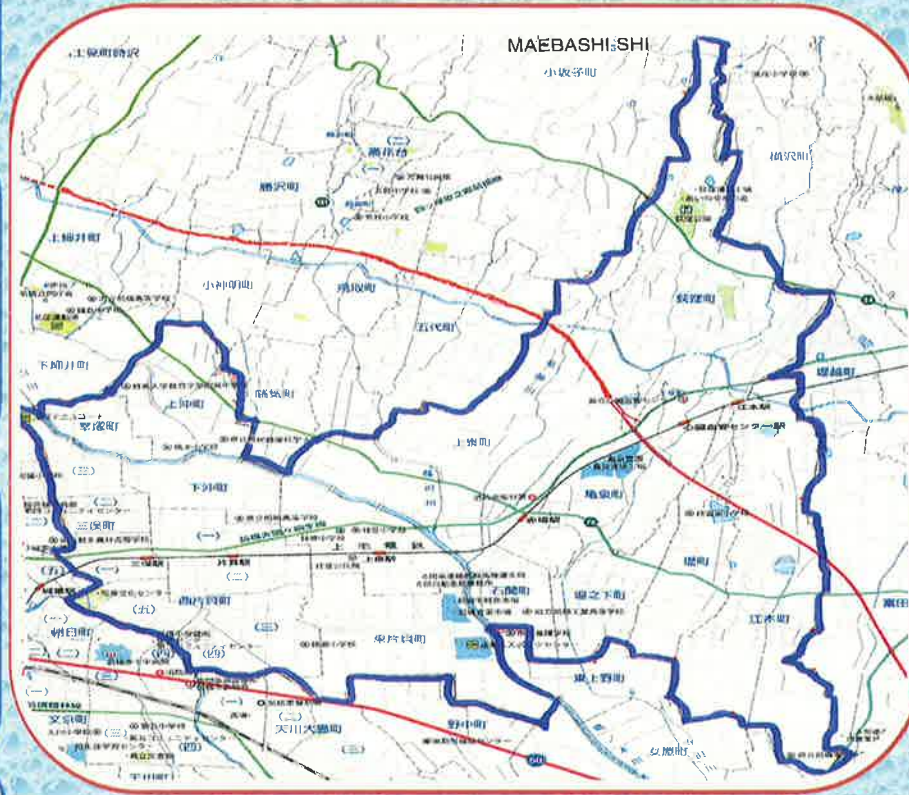


【立地・防災】

- ・西部は市街地、東部は新興住宅と古くからの集落が混在する
- ・桃ノ木川浸水想定区域



区分	2012.12.31	2022.3.31	増・減
全体	29,249人	28,282人	△ 967人
0歳~64歳	22,057人	19,824人	△2,233人
65歳以上	7,192人	8,458人	増1,266人
高齢化率	24.59%	29.90%	増5.31pt
世帯数	12,186世帯	13,155世帯	増969世帯



【地域課題】

- ・高齢化率の上昇、ひとり暮らし高齢者の増加
- ・地域活動の担い手不足、参加者の固定化

【交通】

- ・上毛電気鉄道(三俣駅、片貝駅、上泉駅、赤坂駅、心臓血管センター駅、江木駅)
- ・上武道路(R17)
- ・東部バイパス
- ・前橋・大間々・桐生線



【教育・保健・医療】

- ・県立前橋高等学校
- ・県立前橋東高等学校
- ・県立前橋工業高等学校
- ・県立前橋産業技術専門学校
- ・芸術、美容、医療専門学校
- ・前橋東看護学校
- ・県立県民健康科学大学
- ・県立心臓血管センター
- ・群馬県健康づくり財団
- ・群馬県看護協会



【高齢者介護施設】

- ・特別養護老人ホーム明風園
- ・特別養護老人ホームやすらぎ園
- ・老人保健施設ビハール寿苑
- ・有料老人ホームまえばし上泉の里
- ・有料老人ホームロングライフ前橋
- ・地域密着型サービス事業所 他

